

平成19年 No.37

東京学芸大学教員選考規程の一部を改正する規程

改正理由

女性教員及び外国人教員の雇用促進に係る方策を規定するため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成19年 5 月 9 日 教育研究評議会 審議承認

東京学芸大学教員選考規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成19年 5 月10日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成19年規程第22号

東京学芸大学教員選考規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学教員選考規程の一部改正について

改正理由：女性教員及び外国人教員の雇用促進に係る方策を規定するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 この規程は、東京学芸大学（以下「本学」という。）における大学教員（以下「教員」という。）の採用、昇任、移籍（以下「採用等」という。）、兼任及び復帰並びに大学院担当者の選考に関し、必要な事項を定める。 <u>(選考の原則)</u> <u>第1条の2 教員の選考においては、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の精神を尊重するとともに、国籍、障害等による差別を排除し、公平な選考を行わなければならない。</u> 〔省略〕 (公募) 第8条 教員の採用に当たっては、公募により広く人材を求めるものとする。 <u>2 前項の公募に当たっては、第1条の2の趣旨を明記するものとする。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成19年5月10日から施行する。</u>	(趣旨) 第1条 この規程は、東京学芸大学（以下「本学」という。）における大学教員（以下「教員」という。）の採用、昇任、移籍（以下「採用等」という。）、兼任及び復帰並びに大学院担当者の選考に関し、必要な事項を定める。 〔省略〕 (公募) 第8条 教員の採用に当たっては、公募により広く人材を求めるものとする。 〔省略〕